

# オーストリア特許庁

## (指定官庁又は選択官庁)

### 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 .....	附属書 A T. I
委 任 状 .....	附属書 A T. II

略語のリスト

国内官庁：	オーストリア特許庁
PatG：	特許法 [ <i>Patentgesetz</i> ]
PatV－EG：	特許条約を導入するための法律 [ <i>Patentverträge-Einführungsgesetz</i> ]
GMG：	実用新案法 [ <i>Gebrauchsmustergesetz</i> ]
PAG：	特許庁手数料法 [ <i>Patentamtsgebührengesetz</i> ]

指定（又は選択）官庁 A T	オーストリア特許庁	概要 A T
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	出願人が相当な注意を払ったにもかかわらず、予測不可能又は回避不可能な事象のために国内官庁に対する期間を遵守できず、期間不遵守が自身の権利を損なう場合には、権利回復を請求できる	
権利回復手数料	EUR 269	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	ドイツ語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明，要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料 <sup>1</sup>	通貨：ユーロ（EUR） 特許： 国内段階移行手数料 …… EUR 52 文書手数料（ <i>Schriftengebühr</i> ）…… EUR 50 10個の請求範囲を含む調査及び審査手数料 …… EUR 292 11番目以降の10個以下の請求の範囲 各グループについての請求の範囲手数料 …… EUR 104 実用新案： 国内段階移行手数料 …… EUR 52 文書手数料（ <i>Schriftengebühr</i> ）…… EUR 50 10個の請求範囲を含む調査手数料 …… EUR 156 11番目以降の10個以下の請求の範囲 各グループについての請求の範囲手数料 …… EUR 104	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

A T	オーストリア特許庁 (続き)	A T
国内手数料の免除, 減額又は払戻し	国際出願が受理官庁としてのオーストリア特許庁に行われた場合, 国内段階移行手数料は不要	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>2</sup>	<p>オーストリア, 欧州連合加盟国, 欧州経済領域協定締約国若しくはスイスに居所又は業務拠点を有する出願人は, 代理人による代理が要求されない。ただし, 出願人の居所又は業務拠点がオーストリア国外の場合には, 書類を受領するためにオーストリアに住所を有する個人又は法人を記載することが(少なくとも)要求される。出願人が代理されることを希望する場合には, オーストリアに居所若しくは業務拠点を有する個人又は法人, 又は, オーストリアにおける代理業務が認可されている自然人若しくは法人(職業代理人)によって代理可能である。</p> <p>オーストリア, 欧州連合加盟国, 欧州経済領域協定締約国若しくはスイスに居所又は業務拠点のいずれも持たない出願人は, オーストリアにおける代理業務の資格を有する弁理士, 弁護士又は公証人(職業代理人)による代理が要求される。</p>	
誰が代理人として行為できるか?	<p>オーストリアにおける代理業務の資格を有する弁理士, 弁護士又は公証人(職業代理人)。</p> <p>弁理士の名簿は次から入手することができる:  Österreichische Patentanwaltskammer, Linke Wienzeile 4/1/9, A-1060 Wien, Austria  <a href="http://www.patentanwalt.at">http://www.patentanwalt.at</a></p> <p>弁護士の名簿は次から入手することができる:  Österreichischer Rechtsanwaltskammertag, Rotenturmstr. 13, A-1010 Wien, Austria  <a href="http://www.oerak.or.at">http://www.oerak.or.at</a></p> <p>公証人の名簿は次から入手することができる:  Österreichische Notariatskammer, Landesgerichtsstr. 20, A-1010 Wien, Austria  <a href="http://www.notar.at">http://www.notar.at</a></p>	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

<sup>2</sup> PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合, 国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

## 様式（附属書AT. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 AT. II 委任状

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_at.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_at.pdf)